

新型コロナウイルスの影響による 新規登録・入会手続きの郵送受理について(特例対応)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、登録・入会手続きは特例的に郵送で受理しております。下記の案内をご確認いただき、郵送にてお手続きください。

「登録・入会に必要な書類」は本会へ電話またはメールにてお取り寄せください。

○必要書類請求先:千葉県社会保険労務士会 事務局

TEL 043-223-6002

メール info@sr-chiba.org

※メールにて請求される際は下記を入力してください。

(1). 件名は「新規登録・入会書類の送付依頼」とご入力ください。

(2). 本文には下記①～⑤をご入力ください。

①氏名(フリガナ) ②送付先 ③電話番号(日中連絡先)

④登録希望日(毎月1日) ⑤登録種別(開業・法人社員・勤務・その他)

【登録受付締切】

令和3年11月1日登録 : **10月18日(月)必着**

令和3年12月1日登録 : **11月17日(水)必着**

令和4年1月1日登録 : **12月6日(月)必着**

※以降はホームページに随時更新しますのでご確認ください。

【登録書類送付先】

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F

千葉県社会保険労務士会 事務局あて

【費用のお支払い】

払込票を郵送しますので、事前にお振込みのうえ、振込明細票のコピー(またはネットバンキング振込画面の印刷)を提出書類に添付してください。

【その他】

1. 提出書類に不備があった際は普通郵便で自宅あてに返却いたします。再提出が上記「登録受付締切」までに間に合わない場合は、ご希望の登録日の翌月以降となる可能性がありますのでご注意ください。
2. 事態の状況により今後の受付対応が変更となる場合がありますのでご了承ください。